地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型の実施に関する手引き

１　サービスの内容

障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的として、創作的活動や生産活動の機会の提供、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の支援を行います。

サービスは刈谷市が指定した地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型提供事業所が実施します。

２　対象者

１８歳以上（当該年度において１８歳に到達する者を含む。）で下記のいずれかに

該当する人

（１）身体障害児・者

（２）知的障害児・者

（３）精神障害児・者

（４）難病患者

※障害者手帳を所持していなくても、自立支援医療受給者証や医師の診断書等の支給対象となる障害や疾病があることを証する書類により、支給対象とします。

３　利用者に対する支給決定の手続き

原則として支給の申請は、本人または主たる介護者が市役所に来庁して行っていただきます。申請にあたっては本人または主たる介護者に対して障害の程度や生活状況等を聞き取らしていただき、その内容を勘案して支給決定及び受給者証の交付をします。

　　支給決定を受けた利用者は本市から指定を受けた事業者と契約を行い、事業者が利用者からの要請に応じて、受給者証を確認した上でサービスの提供を行います。

４　実施にあたっての注意事項

（１）障害福祉サービスの生活介護及び介護保険サービスにおける通所介護によって、地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型と同内容、同時間帯の対応ができる場合には、障害福祉サービスや介護保険サービスを利用してください。

生活介護の事業所が近隣にない場合や支給量が不足している場合などは、障害福祉サービスを補足・代替するために地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型を利用できますが、介護保険サービスの限度額を超える場合であっても、介護保険サービスの通所介護を補足・代替するための利用はできません。

（２）親等の主たる介助者が不在などのやむを得ない事由があれば、生活介護等の日中活動系サービスと同一日に利用することは可能です。ただし、同一の敷地内、隣接及び近接する施設での利用、または同一の指導員、生活支援員等による支援である場合は認められません。

（３）送迎実施の場合は、利用者の状態を鑑みて必要に応じて、運転手以外の支援員（人員に関する基準に示す従業員）を添乗させ、利用者の安全を確保してください。

送迎中の時間はサービス提供時間に含まれません。また、地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型の事業所までの送迎のために移動支援を利用することはできません。

５　利用者負担額

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者 | 負担上限額（月額） |
| 生活保護世帯の人 | ０円 |
| 市民税非課税世帯の人 | ０円 |
| 世帯員の市民税所得割額の合計が２８万円未満の居宅で生活する１８歳未満の人 | ４,６００円 |
| 本人及び配偶者の市民税所得割額の合計が１６万円未満の居宅で生活する１８歳以上の人 | ９,３００円 |
| 上記以外の人 | ３７,２００円 |

６　報酬単価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | サービス提供時間 | 区分１ | 区分２ | 区分３ |
| 入浴又は食事の提供体制あり | ４時間未満 | ２,９５０円 | ３,１９０円 | ３,４５０円 |
| ４時間以上６時間未満 | ４,９１０円 | ５,３３０円 | ５,７６０円 |
| ６時間以上 | ６,３８０円 | ６,９３０円 | ７,４８０円 |
| 入浴及び食事の提供体制なし | ４時間未満 | １,１３０円 | １,３３０円 | １,５４０円 |
| ４時間以上６時間未満 | １,９００円 | ２,２２０円 | ２,５６０円 |
| ６時間以上 | ２,４６０円 | ２,９００円 | ３,３３０円 |
| 入浴加算 | １回４００円 | | | |
| 送迎加算 | 片道５４０円 | | | |

※利用者への入浴や食事の提供の有無に関わらず、提供できる体制が整っている場合は「入浴又は食事の提供体制あり」、提供できる体制が整っていない場合は「入浴及び食事の提供体制なし」となります。

※この表において区分１とは、障害者総合支援法第２０条第２項の調査結果から得られた障害支援区分の区分１及び区分２をいい、区分２とは、障害支援区分の区分３及び区分４をいい、区分３とは、障害支援区分の区分５及び区分６をいう。障害支援区分の認定がないものは、その一次判定を障害支援区分とみなします。

※食事に係る費用は、利用者が全額を負担します。